

8 相続遺言終活ニュース

令和4年

【死亡保険金の受取人を孫にしていたときの注意点】

相続税を計算するにあたっては、死亡時に残っていた財産の他、相続開始前3年以内に行った贈与も入れて(持ち戻して)計算します。

さて、ここに一つ注意点があります。持ち戻される3年以内の贈与は「相続又は遺贈により財産を取得した者」に対して行われたものです。ここに落とし穴があるのですが、どういうことか気づかれたでしょうか？

実は、持ち戻されるのは相続人に対して行われた贈与に限定されない、ということなのです。

相続人に当たらない孫を生命保険の死亡保険金の受取人に指定していた場合、この孫は「相続又は遺贈により財産を取得した者」に該当します。

この孫に対して、他に生前贈与も行っていった場合、相続開始前3年以内に行った贈与が相続財産に加算されます。つまり、3年分の贈与と死亡保険金に対して法定相続人に対する場合より2割加算された相続税が孫に課せられる、ということです。(ただし相続開始時に孫が代襲相続人であった場合は2割加算はありません。)

孫に贈与しよう、孫を死亡保険金の受取人にしようと考えておられる方は、このような落とし穴があるということを念頭に置いて検討していただければと思います。



【普通養子と特別養子の相続の違い】

「あいつは養子に行ったから、親の相続権はないのでは。」

そのような話が出てくることがあります。養子に行ったその人は特別養子でしょうか？それとも普通養子でしょうか？

特別養子は実の親との親族関係が終了しますが、普通養子は実の親との親族関係は存続します。したがって、普通養子である場合は実の親の相続権があります。

幼い時に養子に行ったからといって必ずしも特別養子になっているとは限りません。どちらか分からない時は戸籍を確認しましょう。普通養子であれば明らかに「養子」と記載されています。普通養子なのに実の親の遺産分割協議から除外してしまうと、遺産分割協議をやり直すことになります。



【遺産をもらおうと扶養から外される？】
遺産を相続してもそれだけでは扶養から外れてしまうことはありません。遺産は所得税が課税される対象ではないからです。扶養から外れる可能性が出てくるのは、家賃収入が入るアパート・マンションなどを相続した場合です。
この場合は以降の所得が変わるので収入額によっては扶養から外れる可能性が出てきます。

発行元



〒354-0034
富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102
大曾根行政書士事務所
(行政書士・2級ファイナンシャルプランニング技能士・AFP)
TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710
営業時間9時~17時 土日祝日も営業しています。
初めてのご相談は無料です。駐車場有。



<https://office-osone.com/>

【令和3年民法・不動産登記法改正】

<各改正法の主な施行日一覧>

令和5年4月1日

・形骸化した登記の抹消手続が簡略化されます。

[相隣関係の見直し]

- ・隣地使用权の明確化
- ・ライフライン設備の設置・使用权の明確化
- ・越境した竹木の枝の切取りができるようになります。

[遺産分割について]

・相続開始の時から10年を経過すると遺産分割において特別受益や寄与分の主張をすることができなくなります。

[相続放棄をした者の管理義務の明確化]

・相続放棄をした人は、相続放棄の時に現に占有している相続財産について、相続財産の清算人に対して財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同様の注意をもって、その財産を保存しなければなりません。

令和5年4月27日

・相続土地国庫帰属制度開始

令和6年4月1日

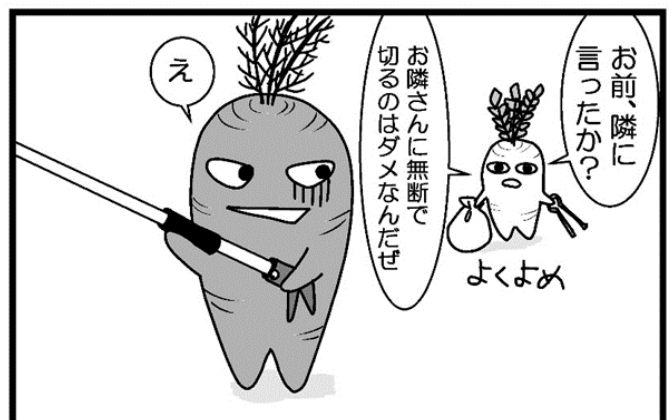
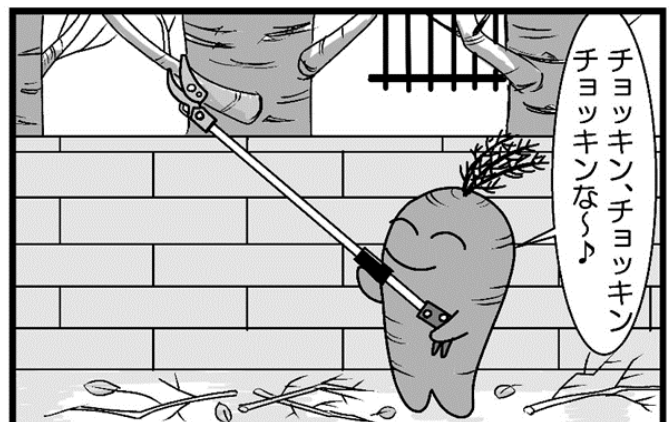
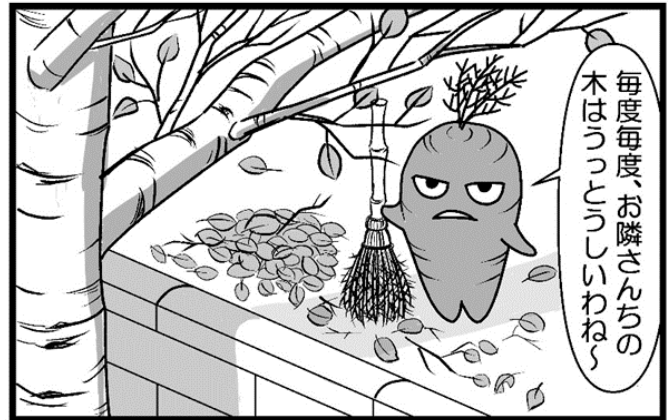
・相続登記の義務化

※正当な理由がないのに登記を怠ると10万円以下の過料が科されます。

・DV被害者等の保護のための登記事項証明書の記載事項の特例(DV被害者等の保護のための措置を法制化)

越境した枝は切っちゃうぞ

にんじん姉ちゃん



【高齢者施設選びサポートします】

老人ホームなどの高齢者施設は種類も色々あって選ぶのが難しいですね。

当事務所は民間介護施設紹介センター(みんかい)と連携して、施設選びのサポートも行っています。施設選びの相談は相談料や紹介料はいただいておりませんので、お気軽にお申し付けください。

【当事務所で相談できることは?】

遺言書の作成、相続手続(相続人の調査・遺産分割協議書の作成など)、任意後見契約、家族信託、死後事務委任契約、老後の生活設計など